

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号）第5条第1項の規定により、「静止地球環境観測衛星の運用等事業」に関する実施方針を定めたので、同条第3項の規定により、別冊のとおり公表します。

平成21年9月4日  
国土交通大臣 金子 一義

# 静止地球環境観測衛星の運用等事業

## 実施方針

国土交通省 気象庁



## 【 目 次 】

第1	特定事業の選定に関する事項	1
1.	特定事業の事業内容に関する事項	1
(1)	事業名称	1
(2)	事業の対象となる公共施設等の種類	1
(3)	公共施設等の管理者等	1
(4)	事業目的	1
(5)	特定事業に係る業務の概要	2
(6)	事業方式	3
(7)	事業期間	3
(8)	本事業の実施に要する費用に関する事項	3
(9)	本事業の実施に関する協定等	4
(10)	遵守すべき法令等	4
(11)	事業期間終了時の措置	4
2.	特定事業の選定方法に関する事項	5
(1)	選定基準	5
(2)	選定結果の公表	5
第2	民間事業者の募集及び選定に関する事項	6
1.	民間事業者の募集及び選定に係る基本的な考え方	6
2.	落札者の決定手順及び決定方法	6
(1)	有識者等委員会の設置	6
(2)	入札公告	6
(3)	質問受付	6
(4)	質問回答の公表	7
(5)	第一次審査資料の受付	7
(6)	第一次審査及び審査結果の通知	7
(7)	競争的対話	7
(8)	第二次審査資料の受付	7
(9)	ヒアリング	7
(10)	第二次審査及び落札者の決定	7
(11)	審査結果の公表	8
(12)	基本協定・事業契約の締結	8
(13)	特定事業の選定の取り消し	8
(14)	提出書類の取扱い	9
3.	応募者の参加資格要件等	10

(1) 応募者の構成 .....	10
(2) 応募者の参加資格要件 .....	12
(3) 対象施設の建設を行う企業の要件 .....	13
第3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項 .....	14
1. S P Cの責任の明確化に関する事項 .....	14
(1) 責任分担の基本的な考え方 .....	14
(2) 想定されるリスクと責任分担 .....	14
2. S P Cの責任の履行確保に関する事項 .....	14
(1) 契約保証金の納付等 .....	14
(2) 実施状況の監視等 .....	15
(3) 支払いの減額等 .....	15
(4) 対象施設等の変更 .....	15
第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項 .....	16
1. 対象施設の立地に関する事項 .....	16
2. 対象施設の規模に関する事項 .....	16
3. 土地に関する事項 .....	16
第5 事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項	17
1. 疑義が生じた場合の措置 .....	17
2. 管轄裁判所の指定 .....	17
第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項 .....	18
1. 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置 .....	18
2. 事業の継続が困難となった場合の措置 .....	18
(1) S P Cの責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	18
(2) 国の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	18
(3) いずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合	19
3. 融資機関又は融資団と国との協議 .....	19
第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	20
1. 法制上及び税制上の措置に関する事項 .....	20
2. 財政上及び金融上の支援に関する事項 .....	20
3. その他の措置及び支援に関する事項 .....	20
第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項 .....	21
1. 本事業に関連する事項 .....	21
(1) 本事業の実施に関して使用する言語 .....	21
(2) 提出書類の作成等に係る費用 .....	21

(3) 実施方針に関する質問又は意見の受付及び回答の公表 .....	21
(4) 意見に対するヒアリング .....	22
(5) 実施方針の変更 .....	22
2. 今後のスケジュール (予定) .....	22
3. 情報公開及び情報提供 .....	23

様式-1・2 実施方針に関する質問・意見書

様式-3・4 実施方針説明会参加申込書、技術説明会参加申込書

資料-I 静止地球環境観測衛星の運用等事業 業務要求水準書

資料-II 静止地球環境観測衛星の運用等事業 サービス対価の算定及び支払方法

資料-III リスク分担表

## 第1 特定事業の選定に関する事項

気象庁（以下「国」という。）は、静止地球環境観測衛星の運用等事業（以下「本事業」という。）について、民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用により財政資金の効率的活用を図るため、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づく事業として実施することを予定している。

この実施に関する方針は、PFI法に基づく特定事業の選定及び当該特定事業を実施する民間事業者の選定を行うにあたって、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（平成12年3月13日総理府告示第11号、「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」（平成13年1月22日内閣府民間資金等活用事業推進委員会）等に則り、本事業の実施に関する方針（以下「実施方針」という。）として定めるものである。

### 1. 特定事業の事業内容に関する事項

#### （1）事業名称

静止地球環境観測衛星の運用等事業

#### （2）事業の対象となる公共施設等の種類

静止地球環境観測衛星の衛星管制を行うために必要な施設

#### （3）公共施設等の管理者等

国土交通大臣 金子 一義（国土交通省設置法（平成11年法律第100号）第47条に基づき国土交通大臣の事務をつかさどる者  
気象庁長官 櫻井 邦雄）

#### （4）事業目的

気象庁は、特に台風など陸上での観測が困難な現象の観測等を行うべく、昭和52年の静止気象衛星「ひまわり1号」以降順次静止気象衛星を打ち上げており、現在は「ひまわり6号」が運用中、「ひまわり7号」が待機中である。これらの「ひまわり」が取得した観測データは、台風や集中豪雨などの監視や台風の進路予測をはじめとした各種の気

象警報・注意報・天気予報の基盤として、国民の安全・安心に直結する気象業務の遂行にとって不可欠なものとなっているとともに、アジア太平洋域の30以上の国・地域で台風や集中豪雨などによる自然災害防止に重要な役割を果たし、日本の国際貢献としても高く評価されている。

既に民間で放送・通信衛星の運用が行われており、衛星の管制業務については民間に十分ノウハウが蓄積されていると考えられることから、極めて公共性の高い業務である静止地球環境観測衛星「ひまわり8号」及び「ひまわり9号」（いずれも仮称。以下「本事業衛星」という）の衛星管制業務について、民間事業者の自主性と創意工夫を尊重することにより、より効率的かつ効果的な業務実施が期待される。

本事業は、「本事業衛星」の衛星管制及び観測データの受信に必要な地上施設・設備の整備・維持管理を行い、これらの衛星管制業務を行うとともに、観測データを受信し気象庁に提供する業務である。

なお、衛星本体は、国が別途調達する。

#### **（5）特定事業に係る業務の概要**

選定された民間事業者（以下「落札者」という。）は、本事業の遂行のみを目的とした会社法（平成17年法律第86号）に定められる株式会社（以下「SPC」という。）を設立し、以下の業務を実施する。

なお、各業務の詳細については入札公告時に示すこととするが、市場との対話のために現時点での要求水準書（資料-I）を示す。

##### **① 対象施設及び対象設備の概要**

本事業の対象となる施設（以下「対象施設」という。）は、本事業衛星の衛星管制を行うために必要な衛星管制施設であり、本事業の対象となる設備（以下「対象設備」という。）は、本事業衛星の衛星管制及び画像解析に係るシステム等である。

##### **② 対象施設及び対象設備の整備に関する業務**

SPCは、対象施設及び対象設備の整備を行う。この場合、対象施設及び対象設備については、必ずしも全てについて自ら所有権を有している必要はないが、本事業の事業期間が終了するまで又は本事業衛星の軌道外投棄が終了するまでのいずれか遅い時点（以下「事業期間等終了時点」という。）まで、確実に使用権原を確保すること。

③ 対象施設及び対象設備の維持管理に関する業務

S P Cは本事業の事業期間中、対象施設及び対象設備の維持管理を行うとともに、必要に応じて対象施設及び対象設備の更新を行う。

④ 本事業衛星の運用等に関する業務

S P Cは本事業の事業期間中、本事業衛星の運用等に関する以下の業務を行う。

- ・本事業衛星の衛星管制に係る業務
- ・放射計データに係る業務
- ・通報局資料に係る業務

**(6) 事業方式**

本事業は、S P Cが自らの資金で対象施設及び対象設備の整備及び維持管理を行うとともに、これらを用いて本事業衛星の運用等業務を行う。なお、本事業を国有地を使用して実施する場合は、事業期間等終了時点の後、建物は国に無償で譲渡し、それ以外の対象設備については、事業期間等終了時点でS P Cが撤去するものとし、民有地を使用して実施する場合は、事業期間等終了時点後も対象施設及び対象設備は国に譲渡を行わないものとする。

**(7) 事業期間**

本事業の事業期間は、事業契約締結の日から平成42年3月末までとする。

なお、国が実施する事業の要請により、事業期間終了時に本事業衛星の軌道外投棄が終了していなかった場合、本事業衛星の軌道外投棄が終了するまで、国はS P Cに事前に通告することにより、本事業の事業期間を延長することができる。

**(8) 本事業の実施に要する費用に関する事項**

本事業は、いわゆるサービス購入型によって実施するものとし、S P Cが本事業を実施するにあたり要する費用を、国が事業契約に基づき、本事業衛星の運用等事業を開始してから事業期間終了までの期間にわたり平準化して支払うこととする。なお、サービス対価の支払の詳細については、入札公告時に示すこととするが、市場との対話のために現時点でのサービス対価の算定及び支払方法(資料Ⅱ)を示す。

## (9) 本事業の実施に関する協定等

国は、P F I法に定める手続に従い本事業を実施するため、以下の協定等を締結する。

### ① 基本協定の締結

国は、落札者との間で、本事業の円滑な実施に必要な基本的事項を定めた基本協定を締結する。なお、「基本協定書（案）」については入札公告時に示す。

### ② 事業契約の締結

国は、S P Cとの間で、本事業を実施するために必要な一切の事項を定める事業契約を締結し、S P Cは、実施方針、入札説明書、落札者が提案した事業内容及び事業契約書の定めるところにより本事業を実施する。なお、「事業契約書（案）」については入札公告時に示す。

## (10) 遵守すべき法令等

S P Cは、以下に列挙するもののほか、本事業の実施にあたり必要とされる関係法令（関連する施行令、規則、条例等を含む。）等を遵守することとする。

- ① 建築基準法（昭和 52 年法律第 201 号）
- ② 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
- ③ 電波法（昭和 25 年法律第 131 号）
- ④ 国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）
- ⑤ Radio Regulations (Articles Edition of 2008)
- ⑥ 電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）
- ⑦ 消防法（平成 21 年法律 34 号）

## (11) 事業期間終了時の措置

S P Cは、事業期間中の維持管理業務を適切に行うことにより、事業期間が終了する時点においても、対象施設及び対象設備を要求水準書に示す状態に保持していかなければならない。

## 2. 特定事業の選定方法に関する事項

### (1) 選定基準

国は、本事業をPFI事業として実施することが効率的かつ効果的であると合理的に認められる場合に、本事業をPFI法第6条に基づき、同法第2条第4項に定める選定事業とする。

### (2) 選定結果の公表

国は、本事業をPFI法第2条第4項に定める選定事業とした場合は、その判断の結果を、その評価の内容と併せて、気象庁のホームページ等において速やかに公表する。

また、客観的な評価の結果、特定事業の選定を行わないこととした場合も同様に公表する。

## 第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

### 1. 民間事業者の募集及び選定に係る基本的な考え方

国は、本事業を選定事業とした場合、本事業への参加を希望する民間事業者（以下「応募者」という。）を広く公募し、PFI事業の透明性及び公平性の確保に配慮したうえで落札者を決定するものとする。

本事業は、対象施設等の整備、維持管理、運用等の各業務において、民間のノウハウ、創意工夫等を活用した効率的・効果的なサービスの提供を求めるものであることから、落札者の決定にあたっては、サービスの対価の額に加え、各業務に関する能力等を総合的に評価しうる手法として、会計法（昭和22年法律第35号）第29条の6第2項及び予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第91条第2項に基づき総合評価落札方式を採用する予定である。

また、本事業は1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の対象であり、「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（昭和55年政令第300号）が適用される。

### 2. 落札者の決定手順及び決定方法

国は、以下の手順により落札者を決定することを予定している。なお、具体的な日程については入札公告時に示す。

#### （1）有識者等委員会の設置

国は、本事業に関する有識者等からなる委員会（以下「有識者等委員会」という。）を設置し、審査資料に関する評価基準（以下「事業者選定基準」という。）及び評価内容等についての意見を聞くこととする。なお、有識者等委員会の構成員は入札公告時に示す。

#### （2）入札公告

国は、特定事業の選定を行った場合は、本事業の入札公告を官報に掲載するとともに、入札公告後直ちに入札説明書等を掲示、気象庁のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

なお、入札説明書等説明会を開催することを予定している。

#### （3）質問受付

国は、入札説明書等に記載の内容についての質問を受け付ける。質問受付の方法等は、入札公告時に示す。

**(4) 質問回答の公表**

国は、入札説明書等に記載の内容に関する質問及び質問に対する回答を、気象庁のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。なお、質問の内容が質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもので公表することにより、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある質問については、公表しない場合がある。

**(5) 第一次審査資料の受付**

応募者は、入札説明書等に定めるところにより、参加表明書及び第一次審査に必要な資料を提出する。

**(6) 第一次審査及び審査結果の通知**

国は、応募者を対象に第二次審査資料提出資格の有無を確認し、その結果を各応募者に通知するとともに、気象庁のホームページ等への掲載その他適宜の方法により公表する。第二次審査資料提出資格があると認められた応募者（以下、「入札参加者」という。）は、第二次審査資料を提出することができる。

**(7) 競争的対話**

国は、入札参加者との意思の疎通を図り、入札参加者が国の意図に合致した提案を作成できるよう、提案書作成に関する質問回答を行うことを予定している。

**(8) 第二次審査資料の受付**

入札参加者は、入札説明書等に定めるところにより、第二次審査資料及び入札価格を提出する。

**(9) ヒアリング**

国は、入札参加者を対象に、必要に応じて第二次審査資料の内容についてヒアリングを行う。

**(10) 第二次審査及び落札者の決定**

① 審査の内容

国は、入札参加者が提出する第二次審査資料について、以下の事

項について総合的に審査を行う予定である。なお、具体的な事業者選定基準は、入札公告時に示す。

- ・ 総合的なコスト
- ・ 対象施設及び対象設備の整備に関する提案内容
- ・ 運用等業務に関する提案内容
- ・ 維持管理業務に関する提案内容
- ・ 事業実施能力、経営計画及び資金調達計画

## ② 落札者の決定

国は、第二次審査資料を提出した者を対象に、有識者等委員会における審議の結果を踏まえ、入札価格及び第二次審査資料を総合的に評価し、落札者を決定する。

## (11) 審査結果の公表

国は、審査結果（第一次審査結果を含む。）及び入札結果について、入札参加者に通知するとともに、気象庁のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

## (12) 基本協定・事業契約の締結

### ① 基本協定の締結

国は、落札者との間で、本事業の円滑な実施に必要な基本的事項を定めた基本協定を締結する。

### ② 特別目的会社の設立

落札者は、基本協定の定めるところにより、事業契約の締結までに、本事業の遂行のみを目的とした会社法に定められる株式会社を設立する。

### ③ 事業契約の締結

国は、基本協定締結後、落札者からの提案に基づき、事業内容等について調整を行った後、S P Cとの間で事業契約を締結する。

## (13) 特定事業の選定の取り消し

国は、民間事業者の募集、評価、選定に係る過程において、応募者がいない場合、あるいは本事業をP F Iにより実施することが適当で

ないと判断した場合は、落札者を決定せず、特定事業の選定を取り消すものとする。この場合、国は、この旨を速やかに公表するものとする。

#### (14) 提出書類の取扱い

応募者の提出書類（第一次審査資料及び第二次審査資料をいう。以下同じ。）の取扱いは以下のとおりとする。

##### ① 著作権

提出書類の著作権は、当該提出書類を提出した応募者に帰属する。ただし、公表、展示その他国が本事業に関して必要と認める範囲において、国は、これを無償で使用するものとする。

##### ② 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているシステム等を使用した結果生じる責任は、応募者が負う。

##### ③ 資料の公開について

国は、落札者の決定後、審査結果の公表の一環として、必要に応じて、応募者の提出書類（決定に至らなかった応募者からのものを含む。）の一部を公開する場合がある。なお、公開に際しては、提案した応募者のノウハウや手法を特定することができるなど公開されることにより著しく提案した応募者の権利が阻害されると認められる内容を除くものとし、詳細については各応募者と協議する。

### 3. 応募者の参加資格要件等

#### (1) 応募者の構成

- ① 応募者は、③に掲げる業務等を実施する予定の企業によって構成される1社又は複数のグループ（以下まとめて「応募グループ」という。）とする。応募グループのうち、SPCに出資を行い、かつ応募手続きを行う企業を「代表企業」として定める。なお、応募グループは、代表企業のほか「構成員」（応募グループを構成する企業のうち代表企業以外の企業であって、SPCに出資を行う企業をいう。以下同じ。）、及び「協力会社」（応募グループを構成する企業のうち代表企業及び構成員以外の企業で、事業開始後、SPCから直接業務を受託又は請け負うことを予定している者をいう。以下同じ。）から構成される。
- ② SPCの株主は以下の要件を満たすこととする。
- (ア) 代表企業及び構成員である株主がSPCの株主総会における全議決権の2分の1を超える議決権を保有すること。
  - (イ) 代表企業及び構成員を除く株主の議決権保有割合が出資者中最大とならないこと。
  - (ウ) SPCの株主は、原則として事業期間等終了時点までSPCの株式を保有することとし、国の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行なわないこと。
- ③ 応募者は、応募にあたり、代表企業、構成員及び協力会社を明らかにする。また、SPCからの受託又は請負により代表企業、構成員又は協力会社が以下の業務に携わることを予定している場合には、応募者はその旨を明らかにする。
- (ア) 対象施設及び対象設備の整備に関する業務
  - (イ) 対象施設及び対象設備の維持管理に関する業務
  - (ウ) 本事業衛星の運用等に関する業務

なお、代表企業、構成員又は協力会社のうち一者が、上記の複数の業務を兼ねて実施することは妨げない。また、各業務を、代表企

業、構成員又は協力会社の間で分担することは差し支えない。

- ④ 代表企業、構成員又は協力会社の変更は原則として認めない。ただし、第二次審査資料の提出期限の日から落札者の決定の時までの期間を除き、代表企業、構成員又は協力会社を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、国と協議するものとし、国はその事情を検討のうえ、国が認めた場合はこの限りではない。
- ⑤ 代表企業、構成員又は協力会社のいずれかが、他の応募グループの代表企業、構成員又は協力会社となることは認めない。
- ⑥ 代表企業、構成員又は協力会社のいずれかと資本関係又は人的関係のある者が、他の応募グループの代表企業、構成員又は協力会社となることは認めない。ただし、当該応募者の協力会社と資本関係又は人的関係のある者が他の応募者の協力会社である場合を除く。
- ⑦ 上記⑥の「資本関係」又は「人的関係」のある者とは、次に定める基準に該当する場合をいう（以下同じ。）。

(ア) 資本関係

当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える普通株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている場合。

(イ) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(A)については、会社の一方が会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更正会社又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(A) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(B) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他落札者の決定の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

## (2) 応募者の参加資格要件

- ① 代表企業、構成員又は協力会社に共通の参加資格要件  
代表企業、構成員又は協力会社は、以下の要件を満たすこと。
- (ア) 予決令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
  - (イ) 会社更生法に基づく更生手続の開始の申立てがなされていない者又は民事再生法に基づく再生手続の開始の申立てがなされていない者であること。
  - (ウ) 入札資料の提出期限の日から落札者の決定の時までの期間に、気象庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
  - (エ) 国が本事業に関する検討を委託した株式会社日本総合研究所（同協力事務所として西村あさひ法律事務所）又は当該受託者と資本関係若しくは人的関係において関連のある者でないこと。
  - (オ) 国が別途実施している「静止地球環境観測衛星（ひまわり 8 号及び 9 号）の製造等業務請負」を受注した事業者又は当該事業者と資本関係若しくは人的関係において関連のある者でないこと。
  - (カ) 2.（1）に定める有識者等委員会の委員が属する企業又はその企業と資本関係若しくは人的関係のある者でないこと。

なお、外国法人においては、上記(ア)及び(イ)について、その適用法令において同等の要件を満たしていると国が確認できることが必要である。

- ② 本事業衛星の運用等を行う企業の参加資格要件  
静止地球環境観測衛星の運用等に関する業務に携わる企業（以下「運用企業」という。）は、代表企業又は構成員でなければならない。  
運用企業は以下の要件を満たすこと。
- (ア) 本事業衛星の運用開始時点において、電波法第 39 条に定める無線設備の操作を行うことができる無線従事者が必要数在籍していること。
  - (イ) 静止衛星について次の運用経験を全て満たすこと。  
ただし、静止衛星は必ずしも気象衛星である必要はなく、運用経験に追跡管制の経験は含まない。
    - ・少なくとも 1 機以上の静止衛星について、軌道上試験終了から軌道外投棄までの運用経験を有すること。

・延べ15年・機以上の静止衛星運用経験を有すること。

※運用実績単位の年・機について

1機の衛星を1年間運用したときを1年・機と定義する。

本事業で運用を委託する予定と同じ2機の衛星を15年間運用した場合は15年×2機=30年・機の実績となる。

(ウ) 平成19・20・21年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)

「役務の提供等」において「A」等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者。

また、入札参加者は、第二次審査開始までに平成22・23・24年度競争参加資格を取得することを要件とする。

### (3) 対象施設の建設を行う企業の要件

S P Cが対象施設を新たに建設する場合には、当該年度における有効な国土交通省競争参加資格又は気象庁一般競争参加資格において、「建築工事業」の「A」又は「B」等級に格付けされた競争参加資格を有する者に建設工事を行わせること。

### 第3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

#### 1. S P Cの責任の明確化に関する事項

##### (1) 責任分担の基本的な考え方

本事業における責任分担の基本的な考え方は、国とS P Cのリスク管理能力に応じて、適正にリスクを分担することにより、互いのリスクに関する負担を軽減することで、より安定的かつ質の高いサービスの実現を目指すものである。

##### (2) 想定されるリスクと責任分担

国とS P Cの責任分担は、原則としてリスク分担表（資料－Ⅲ）による。具体的な詳細事項については、実施方針に関する意見の結果等を踏まえ、入札公告時に示す。

#### 2. S P Cの責任の履行確保に関する事項

##### (1) 契約保証金の納付等

国は、事業契約に基づいてS P Cが実施する本業務の履行を確保するため、次の①から③までのいずれかの方法による事業契約の保証を求めることを予定している。

① 会計法第29条の9第1項に基づく契約保証金の納付

② 会計法第29条の9第2項に基づく契約保証金に代わる有価証券その他の担保の提供

ア 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

イ 債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、国が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証

③ 会計法第29条の9第1項ただし書きに基づく契約保証金の納付に代わる担保の提供

債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、対象施設の整

備業務の実施に相当する額の10分の1以上とする。

## (2) 実施状況の監視等

国は、SPCが事業契約書等に定められた業務を適正かつ確実に履行し、要求水準書に示す要求水準を達成しているか否かを確認するために、代表企業、構成員及び協力会社とSPCとの間の契約内容、SPCの財務状況、本事業の実施状況について監視を行う。

## (3) 支払いの減額等

国は、監視の結果に基づき、SPCの責めに帰すべき事由により事業契約書に定められた債務を履行していない又は業務の実施状況が要求水準に達していないことが明らかになった場合には、業務実施内容の改善・復旧計画の提出及び実施、当該業務に携わる代表企業、構成員及び協力会社の変更等を求めるほか、業務の実施状況に応じてサービス対価を減額することができる。

国は、サービス対価の支払い前に、上記の監視の結果に基づき、会計法第29条の11第2項及び予決令第101条の4から第101条の9までに定める検査を行う。

## (4) 対象施設等の変更

事業期間中に、社会情勢等に応じ、対象施設、対象設備及び運用内容等の変更が必要になった場合には、国とSPCは、事業目的に示した機能の確保の方策等について協議を行う。

## 第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

### 1. 対象施設の立地に関する事項

国は、本事業を実施するための対象施設の立地場所として、北海道、埼玉県及び鹿児島県に事業実施用地を確保することとしている。具体的な土地の諸元については、入札公告時に示す。

なお、民間事業者の自主的な提案により国が確保する事業実施用地以外に対象施設を整備する場合は、原則として民間事業者が要求水準書の条件を満たす事業実施用地及び建物を自ら確保すること。ただし、事業期間等終了時点まで本事業を実施するために必要な使用権原が確保されることを条件として、賃貸借によることもできる。

### 2. 対象施設の規模に関する事項

S P Cは、要求水準書に示された本事業衛星の諸元並びに対象施設及び対象設備の要件に留意するものとする。これらのほか、対象施設及び対象設備の整備等に必要となる詳細な条件については、入札公告時に示す。

### 3. 土地に関する事項

国は、事業期間等終了時点まで、選定事業の用に供するため、S P Cからの求めに応じ国有財産である事業実施用地を一括してS P Cに無償で貸し付けることを予定している。

## **第5 事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項**

### **1. 疑義が生じた場合の措置**

事業計画、基本協定又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合は、国とSPCは、誠意をもって協議の上、その解決を図るものとする。  
協議の方法や解決の手順等については、事業契約書において定める。

### **2. 管轄裁判所の指定**

基本協定及び事業契約に係る紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

## 第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

### 1. 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

本事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、事業契約書に定める事由ごとに、国又はSPCの責任に応じて、必要な修復その他の措置を講じるものとする。

### 2. 事業の継続が困難となった場合の措置

1. の措置を講じたにもかかわらず、本事業の継続が困難となった場合は、事業契約書に定めるところに従い、本事業を終了するものとする。

#### (1) SPCの責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- ① SPCの提供するサービスが要求水準書に示す要求水準を達成していないことが判明した場合その他事業契約書で定めるSPCの責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合は、国はSPCに対して改善勧告を行い、一定期間内に改善・復旧計画の提出及び実施を求めることができる。また、SPCが当該期間内に修復することができなかつた場合は、国は事業契約を解除することができる。
- ② SPCの財務状況が著しく悪化した場合等、その結果により事業契約書に基づく本事業の継続的履行が困難と認められる場合は、国は事業契約を解除することができる。
- ③ ①又は②の規定により国が事業契約を解除した場合は、事業契約書に定めるところに従い、国はSPCに対して、違約金及び損害賠償の請求等を行うことができる。

#### (2) 国の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- ① 国の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により本事業の継続が困難となった場合は、SPCは事業契約を解除できる。
- ② ①の規定によりSPCが事業契約を解除した場合は、事業契約書

に定めるところに従い、S P Cは国に対して、損害賠償の請求等を行うことができる。

**(3) いずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合**

- ① 不可抗力その他国又はS P Cの責めに帰すことのできない事由により本事業の継続が困難となった場合は、国とS P Cは、事業継続の可否について協議を行う。
- ② 一定の期間内に①の協議が整わないときは、国又はS P Cは、事前に書面により相手方に通知することにより、事業契約を解除することができる。
- ③ ②の規定により国又はS P Cが事業契約を解除した場合は、事業契約書に定めるところに従い、国又はS P Cは損害賠償の請求等を行うことができる。
- ④ 不可抗力の定義については、入札公告時に示す。

**3. 融資機関又は融資団と国との協議**

国は、本事業の安定的な継続を図るために、必要に応じて、一定の事項について、あらかじめS P Cに本事業に関して資金を供給する金融機関等の融資機関又は融資団と協議を行い、当該融資機関又は融資団と直接協定を締結することがある。

## **第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項**

### **1. 法制上及び税制上の措置に関する事項**

S P Cが本事業を実施するにあたり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによることとする。

なお、国は、現時点では、本事業に係るこれらの措置等は想定していない。今後、法制や税制の改正により、措置が可能となる場合は、国は検討を行う。

### **2. 財政上及び金融上の支援に関する事項**

S P Cが本事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、国はこれらの支援をS P Cが受けることができるように努める。

### **3. その他の措置及び支援に関する事項**

国は、S P Cが本事業を実施するにあたり必要な許認可等について、必要に応じて協力する。また、法改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合は、国とS P Cで協議する。

## 第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

### 1. 本事業に関連する事項

#### (1) 本事業の実施に関して使用する言語

本事業の実施に関して使用する言語は日本語とする。

#### (2) 提出書類の作成等に係る費用

提出書類の作成及び提出等に係る費用は応募者の負担とする。

#### (3) 実施方針に関する質問又は意見の受付及び回答の公表

##### ① 受付期間

平成21年 9月 4日(金)公表後より

平成21年 10月2日(金) 17:00まで(必着)

##### ② 提出方法

実施方針に関する質問又は意見の内容を簡潔にまとめ、質問・意見書(様式1、2)に記入し、次のいずれかの方法により提出すること。

なお、質問・意見を公表された場合に提出者自身の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのある内容(特殊な技術やノウハウ等)が含まれる場合は、その旨を明らかにすること。

- ・ 電子メールによる場合は、質問・意見書を添付ファイルとし、着信を確認すること。
- ・ 紙による場合は、印刷物を添付のうえフロッピー等を郵送等により提出すること(受付期間内に到達すること)。持参によるものは受け付けない。

いずれの場合も、文書(質問・意見書を含む。)は、Microsoft Word・Excelにより作成することとし、提出者の部署、氏名、電話及びファクシミリ番号並びにメールアドレスを必ず記載すること。なお、提出されたフロッピー、印刷物等は返却しない。提出方法に関する問合せ先は、③の提出先とする。

##### ③ 提出先

気象庁観測部気象衛星課(PFI班)

住所 〒100-8122

東京都千代田区大手町1-3-4

電話 03-3212-8341（代表）内線4850、4853

メールアドレス himawari89pfi@met.kishou.go.jp

（質問書送付時は添付ファイルを含め1MB以内とすること）

なお、実施方針の内容について、電話での直接回答は行わない。

#### ④ 回答方法

国は、質問者が提出時に明らかにした質問者自身の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、実施方針に関する質問及び質問に対する回答を、⑤の予定日に、気象庁のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。（公平を期すため、質問を提出した者への直接回答は行わない。）

#### ⑤ 回答公表予定日

平成21年10月30日（金）

### （4）意見に対するヒアリング

（3）で受け付けた実施方針に関する意見のうち、国が必要と判断した意見については、意見を提出した者と直接ヒアリングを行う場合がある。

### （5）実施方針の変更

国は、（3）で受け付けた実施方針に関する意見の結果等を踏まえ、PFI法第6条に定める特定事業の選定までに実施方針の内容を見直し、変更を行うことがある。

国は、実施方針の変更を行った場合は、気象庁のホームページへの掲載その他適宜の方法により速やかに公表する。

## 2. 今後のスケジュール（予定）

実施方針公表後のスケジュールは、以下のとおり想定している。

詳細については、入札公告時に示す。

平成21年12月頃

特定事業の選定

平成22年 1月頃

入札公告

平成22年	1月頃	第一次審査資料の受付
平成22年	2月頃	第一次審査結果の通知
平成22年	3月頃	競争的対話の実施
平成22年	4月頃	第二次審査資料の受付
平成22年	6月頃	落札者の決定
平成22年	7月頃	基本協定の締結
平成22年	8月頃	事業契約の締結
平成27年	夏頃	「ひまわり8号」の運用開始
平成42年	3月末	事業契約の終了

### 3. 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、以下のホームページを通じて適宜行う。

気象庁のホームページ

(<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/pfi/satope/index.html>)